

公益社団法人北海道獣医師会長 様

北海道農政部長

獣医師法第22条の規定に基づく届出について

日頃より、本道の獣医学術の振興、普及に御尽力いただき心より御礼申し上げます。

さて、獣医師は、獣医師法第22条の規定に基づき、2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所その他農林水産省令で定める事項の届出が義務付けられており、本年は届出を行う年に該当します。

届出内容は、獣医事行政において、獣医師の分布、就業状況又は異動状況等を的確に把握するとともに、獣医療体制構築及び整備に係る各事業展開のための重要な資料として活用されております。

つきましては、道内における届出事務を次のとおりとしますので御承知いただくとともに、期日までの届出が徹底されるよう貴会会員への周知について御配慮をお願いします。

記

1 獣医師からの届出方法

(1) 届出先 住所地を所管する(総合)振興局産業振興部農務課

(2) 届出方法

ア 別添の届出書(今回より新様式)を郵送、電子メール、持参等により提出

イ 農林水産省共通申請サービス(eMAFF)によるオンライン届出

※ 今回分から追加された届出方法です。利用にあたっては、事前手続(1週間程度かかるため余裕をもった手続をお願いします)が必要です。概要は別添を参照してください。

(3) 届出期間 令和5年(2023年)1月中(期間内の提出を厳守してください)

2 添付書類

(1) 周知用資料及び届出書(獣医師法施行規則第6号様式) ※農林水産省より配布

(2) 参考1 獣医師法第22条の届出にあたって ※農林水産省ウェブサイトより

(3) 参考2 eMAFFアカウント取得とログイン方法 ※農林水産省ウェブサイトより

3 その他

- ・貴会会誌やウェブサイト等により、上記内容や添付資料を活用した周知について御協力をお願いします。
- ・当課ウェブサイト『獣医師法第22条に基づく届出』(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/kachikueisei/vet/22jou.html>)にも本届出に関する情報を掲載しています。

連絡先 生産振興局畜産振興課
家畜衛生係長
電話 011-231-4111(内線 27-785)
E-mail hagiya.kaori@pref.hokkaido.lg.jp

(関係法令)

獣医師法（昭和24年6月1日法律第186号）

（届出義務）

第22条 獣医師は、農林水産省令で定める2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所その他農林水産省令で定める事項を、当該年の翌年1月31日までに、その住所地を管轄する都道府県知事を経由して、農林水産大臣に届け出なければならない。

（免許の取消し及び業務の停止）

第8条（略）

- 2** 獣医師が次の各号の一に該当するときは、農林水産大臣は、獣医事審議会の意見を聴いて、その免許を取り消し、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。
- 一 第19条第1項の規定に違反して診療を拒んだとき。
 - 二 第22条の規定による届出をしなかつたとき。
 - 三 前二号の場合のほか、第5条第1項第一号から第四号までの一に該当するとき。
 - 四 獣医師としての品位を損ずるような行為をしたとき。
- 3** 前項の規定により意見を聴かれたときは、獣医事審議会は、当該獣医師に、当該処分の原因となる事実を文書をもつて通知し、意見の聴取を行わなければならない。
- 4** 前項の意見の聴取に際しては、当該獣医師又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。
- 5** 当該獣医師又はその代理人は、第3項の規定による通知があつた時から意見の聴取が終結する時までの間、農林水産大臣に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、農林水産大臣は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 6** 前三項に定めるもののほか、獣医事審議会が行う意見の聴取に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。
- 7** 第2項の規定による処分については、行政手続法（平成5年法律第88号）第三章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

獣医師法施行規則（昭和24年9月14日農林省令第93号）

※最終改正：令和4年10月11日農林水産省令第58号

（届出）

- 第13条** 法第22条の農林水産省令で定める2年ごとの年は、昭和57年及び同年以降2年ごとの各年とする。
- 2** 法第22条（法附則第11項後段及び法附則第15項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、第6号様式によらなければならない。